大学等又は高等専門学校にあっては九月以上、高等学校又は中等教育学校にあっては一年以上であること。

表の備考を次のように改める。

備考

三級海技士（機関）試験の場合及び内燃機関三級海技士（機関）試験の場合にあっては、実習の期間の項1に規定する期間のうち三月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

第二条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第五㈠の表実習の期間の項三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設の場合の欄2中「三級海技士（機関）第一種養成施設にあってはディーゼル機関を推進機関とする練習船による実習が六月以上及び蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習が三月以上、内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては」を削り、同欄3中「（三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては2による蒸気タービンを推進機関とする練習船による実習を要する期間を除く。）」を削り、同項機関当直三級海技士（機関）第一種養成施設の場合の欄中2及び3を削り、同欄4中「（2又は3の実習期間を除く。）」を削り、同欄4を同欄2とし、同表の備考を次のように改める。

備考

三級海技士（機関）第一種養成施設及び内燃機関三級海技士（機関）第一種養成施設にあっては、実習の期間の項1に規定する期間のうち三月以内の期間に限り、船舶の推進機関の製造若しくは整備又は船舶の推進機関に関連する自動制御機器の製造を行う工場（実習を行うに適したものであること。）における実習であって、実習科目の項及び実習の方法の項に規定する基準に準じて行うものをもって代えることができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百六十号

船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項ただし書の規定に基づき、船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件の一部を改正する告示

船舶安全法施行規則第一条第六項ただし書の港の区域を定める件（昭和四十四年運輸省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

別表静岡県の項の前に次のように加える。

東京都	竜王埼灯台（北緯三十四度四十一分九秒東経百三十九度二十六分三十六秒）から百三十三度二百七メートルの地点から百二十八度二百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百十八度六百八十メートルの地点まで引いた線、同地点から三百八度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
波浮	

附　則

この告示は、平成二十六年八月一日から施行する。

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事）検事　石渡聖名雄

法務事務官（法務省刑事局付）に併任する

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　武藤　雅光

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する

（以上七月二十八日）

○定年退官

大阪区検察庁副検事江口博通は、検察庁法第二十二条の規定により七月二十八日限り定年退官

財務省

（大臣官房付）財務事務官　門間　大吉

会計センター所長を命ずる

兼ねて財務総合政策研究所長を命ずる

（財務総合政策研究所次長兼財務総合政策研究所長心得）同　田中　修

財務総合政策研究所長心得兼務を免ずる

（主計局司計課長兼会計センター次長兼会計センター所長心得）同　山本　三夫

会計センター所長心得兼務を免ずる（以上七月二十七日）

（内閣官房内閣参事官）内閣事務官　中山　光輝

財務事務官に任命する

主計局主計企画官を命ずる

（主計局調査課長兼主計局主計企画官）財務事務官　寺岡　光博

主計局主計企画官兼務を免ずる

（大臣官房付）同　三好　敏之

理財局国債業務課長を命ずる

（理財局国債企画課長兼理財局国債業務課長）同　片桐　聡

理財局国債業務課長兼務を免ずる（以上七月二十八日）

農林水産省

（大臣官房長）農林水産事務官　今井　敏

林野庁長官に昇任させる

（生産局長）同　佐藤　一雄

大臣官房長に配置換する

（大臣官房審議官兼食料産業局）同　櫻庭　英悦

食料産業局長に昇任させる

（大臣官房総括審議官）同　松島　浩道

生産局長に配置換する

（生産局農産部長）同　今城　健晴

大臣官房総括審議官に昇任させる

（林野庁国有林野部長）農林水産技官　沖　修司

林野庁次長に昇任させる

（農林水産省食料産業局長）農林水産事務官　山下　正行

農林水産政策研究所長に配置換する

（水産庁漁政部長）同　柄澤　彰

生産局農産部長に配置換する

（東北森林管理局長）農林水産技官　黒川　正美

林野庁国有林野部長に転任させる

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　水田　正和

農林水産事務官（水産庁漁政部長）に転任させる

（水産庁漁港漁場整備部計画課長）農林水産技官　髙吉　晋吾

水産庁漁港漁場整備部長に昇任させる

（生産局総務課長）農林水産事務官　大杉　武博

大臣官房審議官に昇任させる

（国土交通省大臣官房付）国土交通事務官　長谷部正道

農林水産事務官（大臣官房審議官）に昇任させる

（大臣官房総務課長）農林水産事務官　新井　毅

農林水産技術会議事務局研究総務官に昇任させる

（東北農政局生産部長）農林水産技官　丸山　惠史

北陸農政局次長に配置換する

（消費・安全局総務課長）農林水産事務官　岩濱　洋海

大臣官房総務課長に配置換する

（林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室長兼大臣官房国際部国際経済課）農林水産技官　柱本　修

大臣官房国際部国際協力課長に昇任させる

（経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長）経済産業事務官　河本　健一

農林水産事務官（大臣官房参事官）に転任させる